

# 船舶事故調査報告書

平成30年5月23日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成29年9月24日 10時00分ごろ
発生場所	山口県防府市野島西方沖 野島港西外防波堤灯台から真方位298°500m付近 (概位 北緯33°56.9′ 東経131°41.3′)
事故の概要	漁船明神丸は、航行中、また、プレジャーボート北斗丸は、錨泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成30年1月15日、主管調査官（門司事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 明神丸、4.87トン YG3-37811、個人所有 B プレジャーボート 北斗丸、5トン未満（長さ6.96m） 235-32748山口、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型
負傷者	なし
損傷	A 球状船首に擦過傷 B 左舷船尾部外板に凹損を伴う擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、野島西方沖を航行中、B船と衝突した。 B 船は、船長Bが1人で乗り組み、友人3人（以下「同乗者」という。）を乗せ、野島西方沖で船首を北西方に向けて錨泊した。 船長Bは、船首部で釣りを行っていたところ、左舷前方約100mに接近するA船を認め、トローリング漁の漁船と思い、A船がB船を避けるとして監視を続けた。 B 船は、A船と約30mに接近した頃、船長B及び同乗者3人が、A船に避ける様子がなく衝突の危険を感じたので、全員で手を振りながら大声で注意喚起を行ったものの、左舷船尾部とA船の船首部とが衝突した。 B 船は、錨泊中を示す黒色の球形形象物を表示していなかった。
分析	A 船は、野島西方沖を航行中、前路で錨泊中のB船と衝突したものと考えられるが、船長Aから情報が得られなかったため、衝突に至った状況を明らかにすることはできなかった。

	<p>B船は、野島西方沖で錨泊中、A船と約30mに接近した頃、船長B及び同乗者3人が、危険を感じてA船に対し、手を振りながら大声で注意喚起を行ったものの、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、錨泊中を示す黒色の球形形象物を表示していなかったものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、野島西方沖において、A船が航行中、B船が錨泊中、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航行中は、目視による見張りを厳重に行い、また、レーダー等の航海機器を有効に使用するなどして常時適切な見張りを行うこと。</li> <li>・錨泊中は、黒色の球形形象物を掲げること。</li> <li>・接近する他船に対し、有効な音響信号による注意喚起信号を行うことができるよう携帯音響装置を常備することが望ましい。</li> </ul>